

Hatomark Aichi

あいち

2021
夏

消費者と
不動産業者を
つなぐ
宅建情報誌

令和3年6月20日発行 通巻508号
公益社団法人
愛知県宅地建物取引業協会



NEWS TOPICS

業協会・ 保証協会愛知本部 定時総会開催

高潮浸水想定区域の指定に関する
研修会開催

新愛知県不動産会館における
設計者の決定について
空き家対策の取り組み

マスコットキャラクター
あいぽっぽ



北設楽郡3町村と愛知県宅建協会との 空き家対策等協定締結式を行いました!

本会は3月29日愛知県公館において、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村と空き家に関する協定締結式を大村秀章知事立会いのもと、行いました。

本協定では、各市町の空き家の利活用・管理等に取り組むことにより、空家等の発生の未然防止や流通・活用等に関する対策を推進することを目的としています。

今回の協定により、空き家対策協定を提携している自治体は、県下40自治体となりました。(令和3年3月31日現在)



左より伊藤亘会長、大村秀章知事、横山光明設楽町長、村上孝治東栄町長、伊藤実豊根村長
(3月29日 愛知県公館にて)

名古屋市	岡崎市	東郷町	新城市	一宮市	東海市
岩倉市	南知多町	清須市	大府市	津島市	碧南市
江南市	尾張旭市	幸田町	高浜市	北名古屋市	大口町
飛島村	弥富市	蟹江町	豊明市	稲沢市	春日井市
あま市	扶桑町	愛西市	常滑市	刈谷市	小牧市
武豊町	西尾市	大治町	長久手市	半田市	阿久比町
知多市	設楽町	東栄町	豊根村		

(公社)愛知県宅建協会公認

空き家マイスター 登録認定講座についてのご案内

『空き家マイスター』は、「空き家流通の専門家としての知識を備えた者」に対して、(公社)愛知県宅建協会が独自に認定するものです。

空き家の増加が全国的な問題となっている昨今、その問題解決の一つとして空き家の流通促進があげられます。

「空き家マイスター」認定制度を創設し、宅地建物取引業等に従事する者が空き家に関する知識を習得し、空き家の流通を活性化させるとともに、消費者に対して安全・安心な取引を提供し、トラブル等を未然に防ぐこと等を目的とした制度です。

登録料

初年度登録料 10,000円(税込)

登録更新料 10,000円(税込)

※1 初年度登録料は、4月1日を起算として事業年度単位(毎年3月末まで)にて月割となります。

※2 マイスター資格の有効期限は、事業年度単位とし、更新に際しては登録更新料10,000円を納め、講習を受講していただきます。

※3 上記登録料には、講習の受講料が含まれています。

※4 一度お支払いいただいた登録料は返金いたしません。

予めご了承ください。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 令和3年度定時総会 開催

令和3年5月24日(月)午後2時30分からANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において定時総会を開催しました。

総会は、4,422名(委任状含む)の会員が出席し、村井欣宏 総務財政副委員長が司会を務め、光岡新吾 副会長による開会の言葉に始まり、伊藤亘 会長のあいさつの後、議長に二村伝治 副会長が選出され、諸役の指名が行われた後、議事に入りました。

承認された審議事項は次の通りです。

各議案の詳細については総会議案書を参照して下さい。

議事

第1号議案 令和2年度事業報告承認の件

提 案 者：村上尚彦 専務理事

事業監査報告：佐藤和生 監事

令和2年度事業報告について報告され、承認されました。

1. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための人材の輩出及び高度な人材の育成並びに優良な事業者の拡大に関する事業(公益目的事業1)
2. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための相談、講習会等の普及啓発活動等に関する事業(公益目的事業2)
3. 不動産取引等に関する人材育成及び普及啓発並びに不動産流通市場の活性化等を行うとともに、宅地建物取引業を通じた地域社会等への貢献及び会員の業務に対する支援等を行う事業(その他事業)



4. 行政所管課、関係諸団体との連携
5. 公益社団法人の運営対応、並びに組織体制整備に関する検討
6. 会員支援の拡充・強化に向けた対応
7. その他

第2号議案 令和2年度決算報告承認の件

提 案 者：鈴木良之 総務財政委員長

会計監査報告：渡邊豊 監事

令和2年度収支決算書について報告され、承認されました。

報告事項

- (1) 令和3年度事業計画の件
報告者：村上尚彦 専務理事
- (2) 令和3年度収支予算の件
報告者：鈴木良之 総務財政委員長

(公社)全国宅地建物取引業保証協会 愛知本部 令和3年度定時総会 開催

5月24日(月)午後1時30分からANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において保証協会 愛知本部の定時総会を開催しました。

報告事項

(1) 令和2年度事業報告の件 同 事業監査報告

報 告 者：尾頭一喜 専任幹事

事業監査報告者：森田和男 監査

- (2) 令和2年度決算報告の件 同 会計監査報告
報 告 者：鈴木良之 総務財政委員長
会計監査報告：佐脇敦子 監査

(3) 中央本部令和3年度事業計画・収支予算の件

報告者：岡本大忍 全宅保証専務理事

(4) 令和3年度事業計画の件

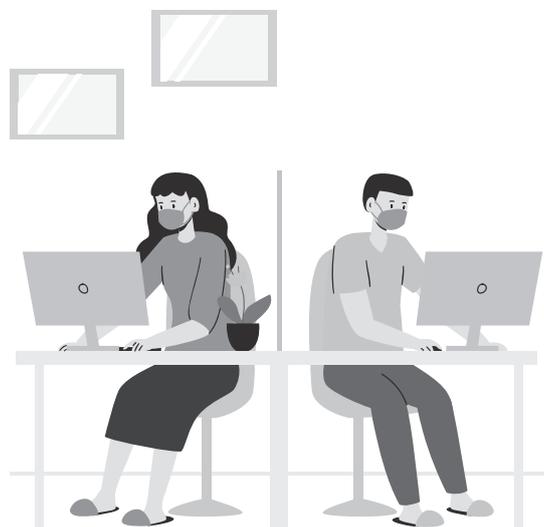
報告者：尾頭一喜 専任幹事

(5) 令和3年度収支予算の件

報 告 者：鈴木良之 総務財政委員長

不動産の売買取引に係る重要事項の説明に オンラインを活用する場合における 宅地建物取引業法の解釈・運用の 考え方の一部改正について

宅地若しくは建物の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買若しくは交換の代理若しくは媒介に係る重要事項の説明を、オンラインによって行うことが可能となります。これに伴い、宅地建物取引業法の解釈と運用の考え方について改正を行い、**令和3年3月30日**から施行することとなりました。



- ・ [通知] 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について
- ・ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方 新旧対照条文について、

愛知県宅建協会のホームページでもお知らせしていますので詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.aichi-takken.or.jp/news/57379b5a-b897-4948-b86f-3e4ae1d2a642>

不動産公売のお知らせ【愛知県】

愛知県より、県内市町村等と共同で実施する不動産公売のお知らせがありましたので、買受を希望される方は、是非ご参加ください。日程等は以下のとおりです。物件の詳細情報は令和3年7月30日(金)に愛知県税務課のホームページに掲載予定です。ただし、不動産の出品状況や新型コロナウイルス感染症の状況によっては延期又は中止とする場合があります。

- 公 売 期 日 令和3年8月24日(火)
- 参加申込期間 令和3年8月17日(火)午前9時から
令和3年8月23日(月)午後1時
(土曜日、日曜日を除く。)まで
- 公 売 会 場 愛知県名古屋南部県税事務所 4階 会議室



お問
い合
わせ先

愛知県名古屋東部県税事務所 特別滞納整理室
特別滞納整理第一グループ

TEL:052-953-7868

高潮浸水想定区域の指定に関する研修会を開催しました!

令和3年6月7日・8日の両日、県内2会場にて「高潮浸水想定区域の指定に関する研修会」を開催いたしました。

研修内容

「高潮浸水想定区域の指定について」

講師：愛知県建設局 河川課 担当者
愛知県都市・交通局 都市基盤部 都市総務課
不動産グループ 担当者

開催日	会場名
6月7日(月)	日本特殊陶業市民会館
6月8日(火)	ライブポートとよはし



※本研修会動画・テキストにつきましては、マイページ内に掲載しておりますので、ご覧ください。

お問い合わせ先

愛知県建設局 河川課 環境・海岸グループ

愛知県都市・交通局 都市基盤部 都市総務課

TEL:052-954-6556

TEL:052-954-6583

Information

不動産コンサルティング技能試験

不動産コンサルティング技能試験は、(公財)不動産流通推進センターが国土交通大臣の登録を受けて実施するもので、不動産コンサルティングを行うために必要な知識及び能力に関する試験を行います。

■試験日：令和3年11月14日(日)

■受付開始：令和3年7月20日(火)

■試験日時：令和3年11月14日(日)

【択一式試験】午前10時30分～12時30分 【記述式試験】午後2時00分～4時00分

■試験地：札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄の12地区

■受験料：31,000円(税込)

■受験資格：受験申込時点で次の①から③のいずれかに該当する方

①宅地建物取引士(主任者)資格登録者で、現に宅地建物取引業に従事している方、または今後従事しようとする方

②不動産鑑定士資格登録者で、現に不動産鑑定業に従事している方、または今後従事しようとする方

③一級建築士資格登録者で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方

※なお、試験合格後の技能登録(「公認 不動産コンサルティングマスター」の認定)のためには、受験資格①～③についての資格登録後、その業務(①については不動産業)に関する5年以上の実務経験を有すること等の要件が必要です。

①～③の業務の通算(合計)で「5年以上」とすることはできませんのでご注意ください。

■試験内容：【択一式試験】事業、経済、金融、税制、建築、法律の6科目(50問 4肢択一)

【記述式試験】[必須]実務、事業、経済の3科目 [選択]金融、税制、建築、法律の中から1科目選択

■合格発表：令和4年1月14日(金)

●詳細・お申込みはホームページにて

不動産コンサル試験

検索

お問い合わせ先

公益財団法人 不動産流通推進センター

TEL:03-5843-2079

FAX:03-3504-3523

新愛知県不動産会館における設計者の決定について

新愛知県不動産会館における設計者募集に係る公募型プロポーザルを実施し、愛知県不動産会館建設特別委員会において、設計者の選定を行った結果、令和3年4月19日開催の理事会において、(株)石本建築事務所が承認され、5月25日に正副会長、専務理事立ち会いのもと、愛知県不動産会館において契約締結を行いました。



左から二村会館建設特別委員長、伊藤会長、(株)石本建築事務所 設計部門 岡野部長

「愛知の魅力つぶやき隊」新規メンバーの募集について

愛知県では、「住みやすさ」をはじめとする愛知の魅力をSNS上で発信・拡散していただく「愛知の魅力つぶやき隊」のメンバーを募集しています。新たにメンバーとなった方には、ナンバー入りの隊員証と缶バッジをお送りします。

❖活動内容

愛知の魅力をTwitter、Facebook、InstagramなどのSNSで「#愛知の魅力つぶやき隊」を付けて投稿していただくか、SNSの県公式アカウントをフォローし、「#愛知の魅力つぶやき隊」をつけて投稿(引用ツイート)してください。

❖応募方法

「愛知の住みやすさ発信サイト」の応募フォームからお申し込みください。

▼「愛知の魅力つぶやき隊メンバー募集」Webページ

<https://www.pref.aichi.jp/chiho-osei/sumiyasusa/tubuyaki.html>

愛知の住みやすさ発信サイト

MENU

「住みやすさ」をはじめとする愛知の魅力を県内外に発信・拡散していただく「愛知の魅力つぶやき隊」のメンバーを募集します。

SNSで「愛知の魅力」を発信しよう！

愛知の魅力つぶやき隊
メンバー募集

「愛知の魅力つぶやき隊」の活動は、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのSNSで「#愛知の魅力つぶやき隊」を付けて投稿するだけ。どなたでも気軽にご参加いただけます。

お問
合わせ先

愛知県政策企画局地方創生課

TEL:052-954-6093(ダイヤルイン) FAX:052-954-6906

「愛知の住みやすさ発信サイト」Webページ

<https://www.pref.aichi.jp/chiho-osei/sumiyasusa/>

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 理事会開催(3月)

3月18日(木)午後1時30分からANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において理事会を開催しました。

司会者 村井 欣宏 総務財政副委員長

議長 光岡 新吾 副会長

報告事項 (1)村上尚彦 専務理事
(2)各委員長

(1)前回理事会以降の主な会務報告について
(2)委員会報告について



伊藤 亘 会長

●承認された各議案の内容●

第1号議案 旅費規程及び支部運営基本細則一部改正に関する件

鈴木 良之 総務財政委員長

Web会議を開催した場合の日当等の支弁について、規則上定めがなかったことから、本部(旅費規程)・支部(支部運営基本細則)の各該当規則の改正について提案し、可決・承認された。

第2号議案 令和3年度事業計画(案)承認に関する件

村上 尚彦 専務理事

令和3年度事業計画(案)承認について提案し、可決・承認された。

第3号議案 令和3年度収支予算書(案)承認に関する件

鈴木 良之 総務財政委員長

令和3年度収支予算書(案)承認について提案し、可決・承認された。

第4号議案 新入会員の承認に関する件

中林 正人 会員支援委員長

令和3年1月1日より、令和3年2月28日までの新規入会者【内訳:正会員29名、準会員13名、計42名】及び既存業者2名の入会を提案し、可決・承認された。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 理事会開催(4月)

4月19日(月)午後1時00分からANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において理事会を開催しました。

司会者 村井 欣宏 総務財政副委員長

議長 二村 伝治 副会長

報告事項 (1)村上尚彦 専務理事
(2)各委員長

(1)前回理事会以降の主な会務報告について
(2)委員会報告について



●承認された各議案の内容●

第1号議案 新愛知県不動産会館における設計者の承認に関する件

二村 伝治 会館建設特別委員長

新愛知県不動産会館の設計者について提案し、㈱石本建築事務所が可決・承認された。

第2号議案 令和2年度事業報告承認に関する件

村上 尚彦 専務理事 同事業監査報告 佐藤 和生 監事

第3号議案 令和2年度決算報告承認に関する件

鈴木 良之 総務財政委員長 同会計監査報告 渡邊 豊 監事

第2号議案及び第3号議案につきましては原案通り可決・承認されております。詳しくは総会議案書(業協会)をご参照下さい。(5月上旬送付)

第4号議案 総会の提出議案及び運営に関する件

鈴木 良之 総務財政委員長

総会の提出議案及び運営について提案し可決・承認された。

第5号議案 新入会員の承認に関する件

中林 正人 会員支援委員長

令和3年3月1日より、令和3年3月31日までの新規入会者【内訳:正会員20名、準会員13名、計33名】の入会を提案し、可決・承認された。

(公社)全国宅地建物取引業保証協会愛知本部 幹事会開催

4月19日(月)午後2時30分からANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において幹事会を開催しました。

司会者 村井 欣宏 総務財政副委員長

議長 光岡 新吾 副本部長

報告事項 委員会報告について 各委員長

●承認された各議案の内容●

第1号議案 中央本部令和3年度事業計画・収支予算に関する件
岡本 大忍 全宅保証専務理事

第2号議案 愛知本部令和2年度事業報告承認に関する件
尾頭 一喜 専任幹事 同事業監査報告 森田 和男 監査

第3号議案 愛知本部令和2年度決算報告承認に関する件
鈴木 良之 総務財政委員長 同会計監査報告 佐脇 敦子 監査
第1号議案から第3号議案につきましては原案通り可決・承認されております。詳しくは総会議案書(保証協会)をご参照下さい。(5月上旬送付)

第4号議案 総会の提出議案及び運営に関する件
鈴木 良之 総務財政委員長
総会の提出議案及び運営について提案し可決・承認された。

Information

■新入会員名簿〈正会員〉 自 令和3年1月1日～至 令和3年3月31日

支部	入会日	免許番号	商号又は名称	代表者
東名	2021.01.19	知事24549	横井不動産	前田 恭佑
東名	2021.01.26	知事24609	(株)GS	江ノ ウツ ナツ
東名	2021.02.09	知事24621	さくらホームプランナー	櫻木 邦和
名西	2021.01.12	知事24594	(株)トライアングル	山口 昌子
名西	2021.02.09	知事24627	(同)Aurora	田中 郁子
名西	2021.03.30	知事24660	(株)エクシール	岩田 知一
名南東	2021.02.02	知事24618	(株)ホームラボ	堺澤 智之
名南東	2021.02.22	知事24636	(株)ジェヌイン	高田 忠峰
名南東	2021.03.02	知事24648	(株)八橋不動産	八橋 和巳
名南東	2021.03.23	知事24668	リプロ不動産(株)	平松 正典
名南西	2021.02.16	知事24638	原相互産業(株)	原 宗一郎
名南西	2021.02.22	知事24630	幸生都市開発(株)	伊藤 和俊
名南西	2021.03.16	知事24656	DMB東海建材(株)	長谷川 久
名南西	2021.03.18	知事21353-2	(株)近藤不動産南陽町支店	近藤せつ子
名南	2021.02.02	知事24625	(株)村上工業	藤井美恵子
名南	2021.03.23	知事24653	イツキハウジング	坂井 秀樹
名南	2021.03.23	知事24655	(株)3Steady	近藤 真彦
名城	2021.01.19	知事24570	TYT(株)	水野 利紀
名城	2021.01.19	知事24606	(株)アイジーエステート	加藤 雅也
名城	2021.02.02	知事24626	エムズアセット(株)	高橋 恵
名城	2021.03.16	知事24658	オーテック(株)	岡部 浩史
中	2021.01.19	知事24612	名南ホーム(株)	倉内 光平
中	2021.01.26	知事24601	シグマ(株)	吉田 篤
中	2021.01.26	知事24605	(株)セレクトマネジメント	中野 正敏
中	2021.02.09	知事24634	(株)シークフォーレント	加藤 聖矢

支部	入会日	免許番号	商号又は名称	代表者
中	2021.02.09	大臣9808-1	(株)LANDSCOOP名古屋支店	伊藤 菜
中	2021.02.16	知事24607	(株)MG準備会社	林 邦彦
中	2021.03.04	大臣9843-1	エスリード賃貸(株)名古屋支店	蟹江 要一
中	2021.03.30	知事22502	(株)朝日興産	清水 崇司
東三河	2021.01.12	知事24600	(株)東海ハウス豊橋	太田 昭光
東三河	2021.01.12	知事24603	フレスコアグリ(株)	神谷 陽介
東三河	2021.01.26	大臣9848-2	(株)不動産のおおさわ豊川支店	澤登 亮
東三河	2021.02.16	知事24597	(株)ぱる	味岡 勝則
東三河	2021.02.16	知事24608	豊伸(株)	都築 弘敬
東三河	2021.03.09	大臣9405-11	(株)夢のおてつだい豊橋藤沢店	奥平宗太郎
碧海	2021.02.02	知事24620	太陽GSC建設(株)	三石 裕次
豊田	2021.01.26	知事24613	(株)アイテックス	今井 健二
知多	2021.03.02	知事24646	(株)柴田渡邊不動産開発	柴田 政志
知多	2021.03.08	知事23049-4	(株)エネチタ知多・東海店	水田 法和
知多	2021.03.09	知事17580-4	(株)沢田工務店エスティネット東浦店	天野六努水
東尾張	2021.03.16	知事24628	寺西商事(株)	寺西 貴史
西尾張	2021.01.12	知事24590	(株)ドリーム	菊井 和彦
西尾張	2021.02.16	知事24607-1	(株)MG準備会社名古屋北支店	釈迦堂智美
西尾張	2021.02.22	知事24640	(株)Y企画	湯川 秀樹
西尾張	2021.03.08	知事24647	(株)BASE HOME'S	柴田 剛志
西尾張	2021.03.09	知事24642	NAKA不動産調査室	中崎 覚
西尾張	2021.03.16	大臣9346-31	(株)不動産SHOPナカジツ北名古屋店	久保田有賛
北尾張	2021.03.09	知事24650	日善(株)	山村 勝作
北尾張	2021.03.30	知事24073	(株)みらい	中林 肖二

保証協会からのお知らせ 手付金等の保全について

業者自らが売主となる宅地または建物の売買で、次の場合は、手付金等の保全措置が業務上義務づけられています。

5 手付金等保全措置の概要 (宅地建物取引業者が自ら売主となる場合)

未 完 成 物 件 の 場 合		完 成 物 件 の 場 合	
<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。
<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置： 保全措置を行う機関：	<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置： 保全措置を行う機関： ※「手付金等寄託契約及び質権設定契約」の場合、保全措置を行う機関は「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照

1 完成物件の場合の保全措置について (業法41条の2)

1 手付金等保管制度の対象となる取引は

宅地建物取引業法第41条の2に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に完成物件を売却する場合、売買代金の10%または1,000万円を超える手付金等を受領しようとする時には、手付金等の保全措置を講じなければなりません。次ページ2にある取扱機関のほか、完成物件については、保証協会においても保全措置を講じることができます。その制度が手付金等保管制度です。

手付金等保管制度は 以下のものを対象としています。

- ①保証協会会員が売主となる宅地または建物の売買に関して受領する金員であること。
- ②申込証拠金、契約金、手付金、内金、中間金その他の名称を問わず、代金に充当するものとして受領する金員であること。
- ③取引物件の引渡しおよび所有権移転登記前に受領する金員であること。
- ④受領しようとする金員の合計額(すでに受領した金員があるときはその額を加えた合計額)が、売買代金の10%または1,000万円を超える額であること。

2 手付金等保管制度のしくみは

手付金等は、この制度により(公社)全国宅地建物取引業保証協会地方本部が売主に代わって受け取り、物件の引渡しと所有権移転登記手続き(登記に必要な書類が売主から買主に交付された場合も含む)が済むまで保管します。

3 手付金等はどうなる

引渡しと所有権移転登記手続きが完了したら、売主は保証協会へ手付金等の返還請求をしていただくことになります。買主においては、万一の場合、売主の持つ寄託金返還請求権に質権設定がされているので、その質権を実行することにより手付金等を取り戻すことができます。

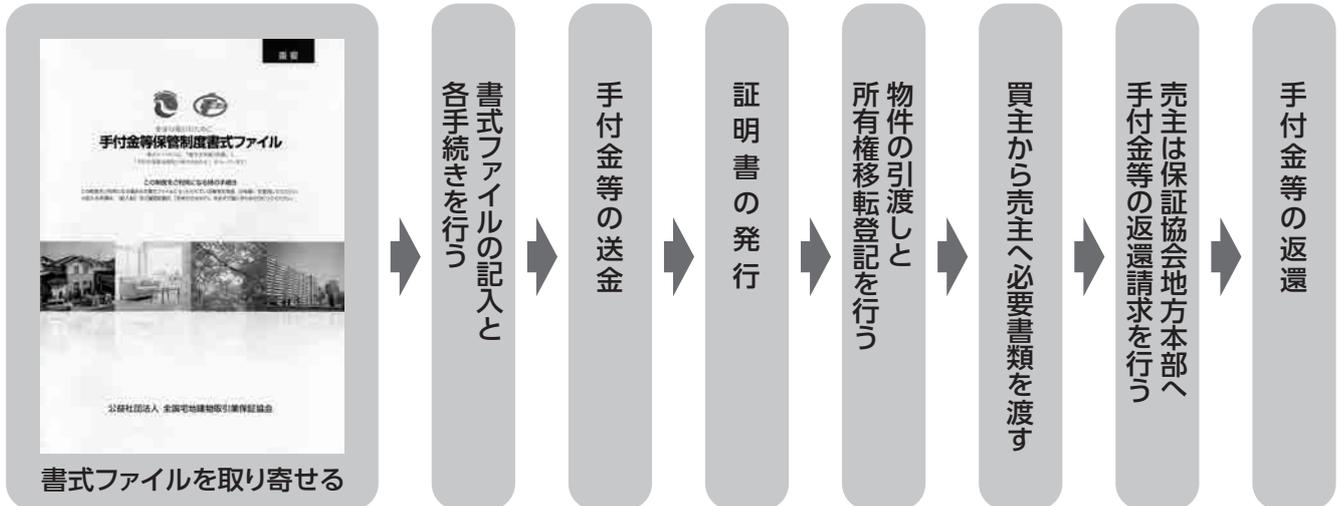
4 保管料

保管料はかかりません。



手付金等保管制度の申請の流れ

売主会員は、前ページ **1** の対象に該当することを確認したら、愛知本部にお問合せの上、ご来会頂き、手付金等保管制度書式ファイルを受け取って下さい。この制度を利用する場合は、この書式ファイルにセットされている複写式用紙(3枚綴)を使用して下さい。その他の手付金等保管制度に係わる詳細については、愛知本部までご連絡下さい。



お問い合わせ先

(公社)全国宅地建物取引業保証協会
愛知本部

TEL:052-524-1124

2

未完成物件の場合の保全措置について (業法41条)

宅地建物取引業法第41条に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に未完成物件を売却する場合、買主への所有権移転登記、または買主が所有権の登記をするまでに、売主業者が受け取る金員の合計が1,000万円または代金の5%を超えるときは、手付金等の保全を講じなければなりません。

取扱機関は、銀行、信託会社、その他政令で定める金融機関(信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資総額5,000万円以上であるものおよび労働金庫)、国土交通大臣が指定する者、または保険事業者となっています。

国土交通大臣が指定する者は以下のとおりです。

全国不動産信用保証(株)名古屋営業所	名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル内 TEL:052-241-6210
不動産信用保証(株)	東京都港区赤坂2-17-47 赤坂霞山ビル内 TEL:03-5562-7180
住宅産業信用保証(株)	東京都新宿区新宿1-20-13 花園公園ビル内 TEL:03-5368-1340
東京不動産信用保証(株)	東京都渋谷区代々木2-11-12 南新宿セントラルビル内 TEL:03-3370-6188
西日本住宅産業信用保証(株)	大阪府中央区安土町3-2-14 イワタニ第二ビル内 TEL:06-6264-2103

令和3年度 宅地建物取引士資格試験（宅建試験）

試験日および試験時間

令和3年10月17日(日)午後1時～3時まで
(登録講習修了者は午後1時10分～3時まで)

受験資格

年齢・性別・学歴等に関係なく、どなたでも受験できます。
※愛知県で受験可能な方は、愛知県内に住所(居所)を有する方のみとなりますので、ご注意ください。

受験申込書配布期間

令和3年7月1日(木)～7月30日(金)

受験申込書配布場所

(公社)愛知県宅地建物取引業協会本部および各支部、
各県民相談室、愛知県第一官報販売所他
※詳細につきましては、協会ホームページをご覧ください。
<https://aichi-takken.or.jp/takkenshi#exam>
(宅建試験案内)

上記URLよりアクセス後、「宅建士試験案内配布のご案内」をご参照ください。

受験申込受付(登録講習修了者も同じ)

※必ず「試験案内」をご一読いただき、記載内容に同意の上、お申込みください。

《インターネット受付》

受付期間 令和3年7月1日(木)午前9時30分～
7月18日(日)午後9時59分
※受付時間にご注意ください。

申込先 (一財)不動産適正取引推進機構ホームページ
(<http://www.retio.or.jp>)

《郵送受付》

受付期間 令和3年7月1日(木)～7月30日(金)
※上記受付期間内の消印がある簡易書留郵便のみ受付いたします。

送付先 お問い合わせ先住所

お問い
合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 宅建試験係
〒451-0031 名古屋市西区城西5-1-14 (愛知県不動産会館)

TEL:052-953-8040

(受付時間 9:00～17:00)

宅地建物取引士賠償責任保険制度のご案内

お申込み期限は7月20日(火)となっております。ぜひ、この機会にご加入いただき、ご活用ください。

この制度は、宅地建物取引士の行う業務(宅地建物取引業法第35条、37条)に係る損害賠償リスクに対する保険です。平成28年度よりプランが4つになりました。詳細は同封されているパンフレットをご確認ください。

基本補償(必須加入)

- ①宅地建物取引業法第35条に定める「重要事項の説明等」
- ②宅地建物取引業法第37条に定める「書面の交付」

ワイド補償

基本補償範囲外の役員・従業員(宅建士含む)が行った業法2条に基づく業務等

〔引受保険会社〕
(幹事)損害保険ジャパン株式会社
名古屋支店名古屋北支社
〒460-8551 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21
TEL:052-953-3793(平日9時～17時)
(副幹事)東京海上日動火災株式会社

【加入方法】

1. 保険期間：令和3年11月1日午後4時から
令和4年11月1日午後4時までの1年間
2. 募集期間：令和3年7月1日～令和3年7月20日
3. 加入資格者：(公社)愛知県宅地建物取引業協会会員(事業所)に
従事している方
4. 加入年齢：年齢制限はありません。
5. 加入手続き(新規で加入する場合)：パンフレットに添付されて
いる加入申込書と口座振替用紙に必要事項をご記入・捺印のうえ、
同封の返信用封筒にてご返送ください。なお、パンフレットにつぎま
しては、この広報誌が配送されました封筒に同封されております。
詳しい内容、お問い合わせ先等は、パンフレットをご参照ください。
(既にご加入いただいている場合)：自動更新されます。8月上旬
頃更新ハガキが発送されます。プランの変更等がある場合には、
パンフレットに同封されている継続手続きのお知らせをご確認のうえ、
手続きを行ってください。

〔取扱代理店〕

株式会社 宅建ブレインズ
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-7-12
K・Pビル5階
TEL:03-3234-0699 FAX:03-3239-7540
(受付時間)平日/午前9時～午後5時まで

このパンフレットは概要を説明したものです。内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

会員の皆様へ

令和3年度業協会、保証協会 会費について

令和3年度の会費は業協会および保証協会を一括してご請求させていただきましたので、振込用紙を必ずご使用の上、所定の期日(6月末)までに納入いただきますようお願い申し上げます。

※口座引き落としをご利用されていない会員の皆様におきましては、是非ご利用くださいますようお願い申し上げます。 申込用紙は本部または支部にご用意いたしております。尚、口座引き落としは次年度より適用させていただきます。



Information

令和3年度 第1回県下統一研修会開催について(事前案内)

本研修会は宅地建物取引業法第64条の6に基づくものであり、愛知県と共催して開催しておりますが、**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施方法を検討しております。**

詳細につきましては、メール便及び本会ホームページ、会員マイページにて改めてご案内いたします。

Information

「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」(案)について

国土交通省では、過去に人の死が生じた不動産において、当該不動産の取引に際して宅地建物取引業者がとるべき対応に関し、宅地建物取引業法上負うべき責務の解釈についてガイドラインを定めるべく、不動産取引における心理的瑕疵に関する検討会を設置して検討を進めてきたところ、この度、同検討会における議論を踏まえ、標記ガイドライン(案)がとりまとめられました。

詳しくは、

宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン

検索

本部事務局夏期休暇のお知らせ

★★

本部事務局は、**8月10日(火)～8月13日(金)**まで夏期休暇とさせていただきます。

事務連絡等ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。



愛知宅建版不動産流通サイト「あいぽっぽ」について 会員様へお伝えしたいポイント

「物件代行登録サービス」のスタート

令和3年2月1日よりパソコン操作が苦手な会員様や業務が多忙で物件登録ができない会員様向けの「物件代行登録サービス」をスタートしました。

月額5,500円(税込)で5物件まで、間取り図等作成をセットにして「あいぽっぽ」へ物件の登録を代行いたします。

また別プランもご用意しておりますので詳細は会員マイページにてご確認ください。

今月のあいちの花



ドラセナ

ドラセナは贈り物や御自宅、オフィスのインテリアとして人気のある観葉植物の一つで、緑に白や黄色、赤の縞模様が入った美しい葉が特徴です。

「幸福の木」とも呼ばれるマッサンゲアナを始め、サンデリアーナ、コンパクタ等、多くの種類があります。



花の王国
あいち

ドラセナの管理の仕方

明るく風通しのよい場所で育てます。また、強い日差しに当たると葉が焼けてしまうため、夏は直射日光を避けましょう。

情に棹させば流される。智に働けば角が立つ。どこへ越しても住みにくいと悟った時、詩が生れて、画が出来る。とかくに人の世は住みにくい。意地を通

電話：052-954-6419 メール：engei@pref.aichi.lg.jp

ハトマーク



シンボルマーク(ハトマーク)は、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。またREAL(不動産の、本当の)PARTNER(仲間、協力しあう)は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

愛知県宅建協会のホームページ

<https://www.aichi-takken.or.jp/>

Eメール：takkeninfo@aichi-takken.or.jp

- 編集 集/広報啓発委員会
- 編集発行人/委員長 河合 保人
- 発行 所/公益社団法人 愛知県宅建物取引業協会
名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
TEL:052-522-2575(代)
令和3年6月20日発行 通巻508号

本誌内容の無断転載はご遠慮下さい。

転載ご希望の方は、協会本部事務局まで必ずお問い合わせ下さい。

TEL:052-522-2575